

答 申 情 第 1 7 1 号
令和 5 年 1 2 月 2 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 5 年 1 月 1 8 日付け建み第 1 0 7 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

元松賀茂苗圃に関する文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第 2 7 1 号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年11月24日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「松賀茂児童公園「未整備の計画区域」内の土地、建物、同附属設備、構築物、立木等の評価額と同売却予定価格、貸出予定価格等、「財政難で『整備余裕』がない」と決定した経過が分かる文書」の公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「元松賀茂苗圃について（行財政改革計画案件）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年12月8日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第5号及び第6号に該当

検討途上における跡地活用方法の具体的な検討及び今後のスケジュールの一部については、公開することによって、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、今後の跡地活用事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和4年12月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件公文書について

本件公文書は、都市計画決定の廃止手続きにあたり、本市内部で意思決定するために作成した資料である。一部非公開とした箇所には、跡地活用方法やスケジュール、財源捻出の見込額に関する記載がある。

- (2) 非公開箇所が条例第7条第5号及び第6号に該当しないと主張する点について

都市計画決定の廃止をするためには、京都市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を開催し、審議の結果を踏まえた方針が本市に提示された後、跡地の活用方法やスケジュールを検討するという流れになる。本件請求は、この審議会の開催手続きが行われる前になされたものであり、本件公文書が審議会に諮る前の市の方針案であることから、検討過程を公にすることにより、本市内部での率直な意見交換ができなくなることに加え、未成熟な情報が地域に広がることで、誤解や憶測によ

って市民が混乱するおそれがある。加えて、これらの影響により、今後予定される本市の跡地活用事務において、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれは避けられない。

以上のことから条例第7条第5号及び第6号に該当するため、一部非公開とした本市の決定は妥当であり、非公開箇所は条例第7条第5号及び第6号に該当しないという審査請求人の主張は不当である。

(3) 公文書の公開義務を怠り、説明義務を怠ったと主張する点について

上記4(1)に記載したとおり、条例第5号及び第6号に該当する事項については非公開としたが、その他の部分についてはすべて公開した。

また、通常の都市計画手続では行わない3回目の説明会を地域の求めに応じて開催し、本市の見解を詳細に示した資料を配布、説明したうえで、さらにまだ質問がある方について個別対応もしているところであり、本市としては本件事業について説明義務を果たすべく対応を進めてきている。

よって、公文書の公開義務及び説明義務を怠ったとする審査請求人の主張は不当である。

(4) 縦覧期間内に根拠資料がなく、意見を出すことが困難だったと主張する点について

上記4(1)に記載したとおり、本件請求において非公開情報を除く情報を公開しており、また縦覧期間内に市民が意見書を提出するために必要となる情報は、住民説明時の資料や、縦覧用資料などで充足されている。これらの資料は、意見書の作成にあたって根拠となり得るものであり、根拠資料がなく意見書を出すことが困難だったとする審査請求人の主張は不当である。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 条例第7条第5号及び第6号には該当せず、むしろ京都市職員倫理憲章違反等に基づく黒塗箇所が約5か所も存在する。

(2) 公文書の公開義務等を著しく怠り、少なくとも審査請求人の公文書公開請求権を十分に尊重せず、説明義務を怠った事実が明らかである。

(3) 「松賀茂（児童）公園の都市計画変更」に対し、同縦覧期間内（同月19日まで）に具体的かつ合理的な意見の根拠資料にしようにも、これでは著しく困難である。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、都市計画決定の廃止手続にあたり、処分庁内部で方針案の意思決定を行うための文書であり、具体的な検討案部分及びスケジュールの一部が非公開（以下「本件非公開部分」という。）とされている。

(2) 条例第7条第5号及び第6号該当性について

ア 処分庁は、本件請求が審議会への手続前にされたため、本件非公開部分については、審議会に諮る前の市の方針案を公にすることにより、本市内部での率直な意見交換ができなくなることに加え、未成熟な情報が地域に広がることで、誤解や憶測によって市民が混乱するおそれがあること、また、これらの影響により、今後予定される本市の跡地活用事務において、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号及び第6号に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、条例第7条第5号及び第6号には該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第5号は、本市等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の中には、行政としての意思決定前の段階の事項に係るものが少なからず含まれており、これらを公開すると率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの事態が生じ、公正かつ適正な意思決定の確保ができなくなることがあり得るため、こうしたことを防ぐために定めたものである。

エ 都市計画決定の廃止は京都市都市計画審議会の審議を経て行われるものであること、またその後の活用方法などについては処分庁において当該廃止決定後に決定されるものであることから、都市計画決定廃止後の活用予定に係る未成熟な段階での検討情報が、当該審議会への諮問手続前に公になると、当該審議会における審議に不当な影響を及ぼす可能性は否定できない。したがって、当審査会としては、本件請求が当該審議会への諮問手続前になされたものであることに鑑みると、本件非公開部分は、条例第7条第5号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

なお、処分庁は、本件非公開部分について同条第6号該当性も主張するが、第5号に該当するものであるから、同条第6号該当性の検討までは要しない。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年 1月18日 諮問

2月17日 諮問庁からの弁明書の提出

10月17日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第6回会議）

11月21日 審議（令和5年度第7回会議）

12月22日 審議（令和5年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）